

改正

令和4年3月8日告示第7号

令和4年9月6日告示第55号

令和5年3月8日告示第9号

令和6年2月13日告示第9号

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引っ越し費用の一部を補助するものとし、その補助について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の前年度1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻を機に町内で新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、既存物件の増改築の際に要した費用、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつては、その全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当分に相当する額を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅、既存物件の増改築にあつては、婚姻日から起算して1年以内に契約したのも対象とする。
- (3) 引っ越し費用 対象期間に婚姻を機に町内に引っ越しをする際に要した費用のうち、引っ越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯又は次項に該当する世帯とする。

- (1) 申請の時点において、夫婦共に町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
 - (2) 婚姻の時点において、夫婦共に39歳以下であること。
 - (3) 世帯の所得（所得証明をもとに、前年又は前々年の夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が、500万円未満であること。
 - (4) 夫婦の双方又は一方が、過去に同様の国の交付金による補助を受けていないこと。
 - (5) 夫婦共に町税等を滞納していないこと。
 - (6) 夫婦共に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- 2 前年度にこの告示による補助金を受給又は受給資格を有した世帯で、その受給額が次条に定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、1世帯当たり30万円を上限額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、前条第2項に規定する世帯については、補助上限額から受給済額を差し引いて得た額以内までとする。

- 2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書及び直近の納税証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 既存物件の増改築工事請負契約書及び領収書の写し（住居費における増改築の場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 引っ越しに係る領収書の写し（引っ越し費用の場合）

(8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）

(9) その他、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月6日告示第55号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（新婚世帯の定義に関する特例）

2 第2条第1号に規定する新婚世帯の定義は、令和4年度の事業に限り、「令和4年1月1日か

ら令和5年3月31日までの間」とする。

附 則（令和5年3月8日告示第9号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月13日告示第9号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

様式第1号 (第5条関係)
 様式第1号 (第5条関係)

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 佐久穂町長

申請者 住 所
 氏 名
 電話番号

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条に規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	婚姻日	年 月 日	
2	住民票の住所		
3	夫婦の所得 ※貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を控除する。	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円 (貸与型奨学金返済額) 年間 円	
4	住居費 (購入又は増改築)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃借)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円× 月
		敷金 (C)	円
		礼金 (D)	円
		共益費 (E)	円
		仲介手数料 (F)	円
		住居手当 (G)	円
	居住費 (賃貸) 合計 (H) (B + C + D + E + F) - (G)	円	
	引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日
費用 (I)		円	
合計 (J)	(A) + (H) + (I)	円	

<p>5 交付申請額 ※千円未満切捨て ※(J)又は30万円のいずれか低い方を 記入</p>	<p style="text-align: right;">円</p>
<p>6 同意及び確認</p>	<p>1. 申請にあたり、住民登録及び課税・納税状況等について、町が調査することに同意します。 2. 生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しています。 申請者氏名 配偶者氏名</p>
<p>7 添付書類</p>	<p>(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 (2) 夫婦の所得証明書 (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合) (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合) (5) 既存物件の増改築工事請負契約書及び領収書の写し (6) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合) (7) 引っ越しに係る領収書の写し(引っ越し費用の場合) (8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合) (9) その他、町長が必要と認める書類</p>

様式第2号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)

住宅手当支給証明書

年 月 日

佐久穂町長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

対象者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。
記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

住宅手当	年 月現在
	月額 円

※注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号 (第6条関係)
様式第3号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました佐久穂町結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付の条件 佐久穂町補助金等交付規則及び佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号 (第7条関係)
様式第4号 (第7条関係)

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日

佐久穂町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

年 月 日付で交付決定のあった佐久穂町結婚新生活支援事業補助金について、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
2 振込先

金融機関名	銀行・組合 農協・金庫	支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		